

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第109号	
事故等種類	損傷（定置網）	
発生日時	平成21年6月26日（金） 23時30分ごろ	
発生場所	福岡県志摩町野北漁港沖、野北港西防波堤灯台から真方位225°400m付近 （概位 北緯33°36.7′ 東経130°09.4′）	
事故等調査の経過	平成21年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 プレジャーボート 高貴、約9m 船舶番号、船舶所有者等 不詳、不詳	
乗組員等に関する情報	船長、免許、年齢、経験年数ともに不詳	
死傷者等	なし	
損傷	なし 定置網の道網ロープ切断	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗船し、福岡県志摩町のマリーナ北西約11海里の烏帽子島沖で釣りをしたのち、帰航中、平成21年6月26日23時30分ごろ、定置網に進入し、同網のロープをプロペラに巻き込み航行不能となった。 福岡県水難救済会野北救難所が出動して3人を救助し、翌27日00時50分ごろ野北漁港に入港した。また、本船は夜が明けてから引き下ろされた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、静穏、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ高潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、航行中、水路調査を適切に行わなかった可能性があると考えられる。 本船が釣りを行っていた付近の烏帽子島から見て、定置網のある野北漁港と帰航するマリーナの方位が約25°違うことから、船長は、不慣れな海域で針路を間違えて航行した可能性があると考えられる。 定置網には灯火が点いていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、志摩町野北漁港沖において、本船が航行中、水路調査を適切に行わなかったため、定置網に進入したことにより発生した可能性があると考えられる。	